

2008.07.29

改正作業中の法令に関する要望

(社) 日本建築構造技術者協会

本年 11 月に施行予定の建築士法および公告予定の告示第 1206 号に関し、建築設計界の業務停滞を防止するため、以下のような対策をとられることを要望いたします。

1. 構造設計一級建築士の必要人数について

現在、みなし講習および修了考査が実施され、新資格者の選抜が行われています。

構造設計一級建築士は、1号および2号建築物の構造設計あるいは法適合証明の義務化が法令で位置づけられました。2005年の国交省調査データからは、該当する建築物は全国で年間約5万件と想定されます。

この新資格者は、構造設計の実務者あるいは指導者としての任にあたることとなりますが、適切と思われる年間業務件数は10件/人程度と思われます。一方、この構造設計一級建築士の中には、約500人と推計される、専従の構造計算適合性判定員および大学の教育・研究職の方も含まれ、これらの方は構造設計実務の任にはあたりません。

以上のことを前提にすると、現在選抜中の新資格者の必要数は5千5百人程度であると考えます。資格者が多すぎて新制度の意味合いを薄くすることや、過少により設計業務停滞を招くことが無いよう、従来から適正な人数選抜に配慮をお願いしております。

2. 告示第1206号の適切な運用に対する手当てについて

現在改正作業中の、設計事務所の報酬ガイドラインである告示第1206号ですが、当協会は業務報酬の適正化に有益なものとして、大いに期待しているところです。

当協会はその公告後にむけて、ガイドラインについて国民の皆様方からのご理解を得るため、広報に力を入れ、協会員に対しては遵守運動を展開する所存であります。

ただし、改定前の同告示には遵守強制力の規定がないため、公共工事においても民間工事においても、有名無実の状態であったことはよく知られているところでありました。

これからの我が国においては、建築物は高い性能と耐久性により、社会資本ストックの重要な一翼を担うものであり、国の文化の度合いを表すバロメーターにもなります。

この改正告示を公告する場合には、遵守強制力がいないため、従来のように成果に対して責任を持たない過当競争の設計契約が横行しないよう、何らかの手当てが必要と考えます。設計に対して適正な報酬が確保されない状況が残れば、報酬確保のために量的な消化に走りがちになり、設計品質を無視せざるを得ない状況が生じ、建築物の質、特に安全性の確保が担保できないことは勿論のこと、耐震強度偽装のような事件の温床を解消することはできないと考えます。

以上